

中小企業様対象の 補助金制度のご紹介



小規模事業者持続化補助金
その他

2019年5月(修正版)
野本中小企業診断士事務所

目次

1. 補助金とは？
2. 小規模事業者維持化補助金のご紹介
3. その他補助金のご紹介
4. 弊社支援内容

1. 補助金とは？

- 補助金とは、国や都道府県、市町村などの地方自治体が民間企業のために支出する支援金（税金より支出）。
- **事業所のある自治体に申請（内容、申請書も異なるので要注意）。**
- 返済義務はありません。
- **毎年予算が決まっており、内容によって精査されます（例：小規模事業者持続化補助金の採択率は40～60%⇒次スライド参照）。**
- **事業計画等を提出するなど、補助金を使った投資等がどのように企業業績や業界、社会に影響するかを訴える必要があります。**
- 毎年申請期間が決まっています。
- 経済産業省関係が**補助金**、厚生労働省関係が**助成金**と呼ばれるが
場合が多いですが、助成金は資格要件を満たせば受けられることが
補助金とは大きく異なります。
- 申請→採択→**投資（自社のお金で）**→投資を証明する書類の提出
→補助金入金

小規模事業者持続化補助金の採択率推移

- 採択率(申請数&採択数)は毎年発表されていませんが、40～60%ぐらいと推測します。
- 今年はIT補助金がウェブサイトの作成に適用されないので、当補助金の申請数は増加すると思われます。

年度	予算額	公募期間		採択日	事業終了日	採択数	採択率
H27年度補正	100億円	1次	2/26～5/13	7/15	11/30	14,549	39.3%
H28年度補正	100億円	1次	11/4～1/27	3/17	12/30	約15,000	未発表
		2次	4/14～5/31	7/27	12/30	約6,500	未発表
H29年度補正	120億円	1次	3/9～5/18	7/19	12/30	約18,000	67.2%
H30年度補正	200億円	商工会議所	4/25～6/12	?	12/31	?	?
		商工会	5/22～6/28(1次) ～7/31(2次)	?	?	?	?

補助金の種類(中小企業支援関係)

□ 平成30年(2018年)補正予算:全11カテゴリー中の主なもの

名称	総予算	具体的補助金	割振り
中小企業生産性革命推進事業	1,100億円	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業(ものづくり補助金)	850億円 (本予算含)
		小規模事業持続的発展支援事業	200億円
		サービス等生産性向上IT導入支援事業	100億円
認定支援機関による経営改善計画策定支援事業	100億円	経営改善計画策定支援	
		早期経営改善計画策定支援	
中小企業・小規模事業働き方改革対応体制強化事業	10億円	よろず支援拠点事業 専門家派遣事業 中小企業相談窓口(商工会等)	
事業承継・世代交代集中支援事業	50億円	1. プッシュ型事業承継支援高度化事業 2. 事業承継補助金	
中小企業消費税軽減税率対策事業	560億円	1. 複数税率対応レジ導入への支援 2. 受発注システムの改修等の支援 3. 請求書作成システムの導入改修等の支援	

2. 小規模事業者持続化補助金：概要①

- 小規模事業者持続的発展支援事業（小規模事業者持続化補助金）
- 小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって取り組む販路開拓の取り組みを支援⇒概ね1年以内に売上に貢献
- 対象者：小規模事業者（以下定義参照）：法人、個人事業主
該当地区で事業実施、商工会議所の会員、非会員は問わず。

小規模事業者 業種	従業員数 (以下)
製造業その他	20人
商業(卸・小 売・飲食)・ サービス業 (宿泊業・娯 楽業以外)	5人

参考①：中小企業定義	資本金(以下)	従業員数(以下)
製造・建設・運輸業	3億円	300人
卸売業	1億円	100人
サービス業	5000万円	100人
小売業	5000万円	50人
ソフトウェア・情報サービス業	3億円	300人
旅館業	5000万円	200人

参考②：税法上の中小企業

資本金1億円以下

2. 小規模事業者持続化補助金：概要②

- 平成30年第2次補正予算 200億円
- 上限額：**50万円** 補助率：**2/3**
- 対象経費：①機械装置等費、②広報費、③展示会等出展費、④旅費
⑤開発費、⑥資材購入費、⑦雑役務費、⑧借料、⑨専門家謝金
⑩専門家旅費、⑪車両購入費、⑫設備処分費、⑬委託費、⑭外注費
- スケジュール

(1) 商工会議所担当企業様

公募期間予定：**4月25日～6月12日(火)**

採択公表予定：7月中旬

(2) 商工会担当企業様

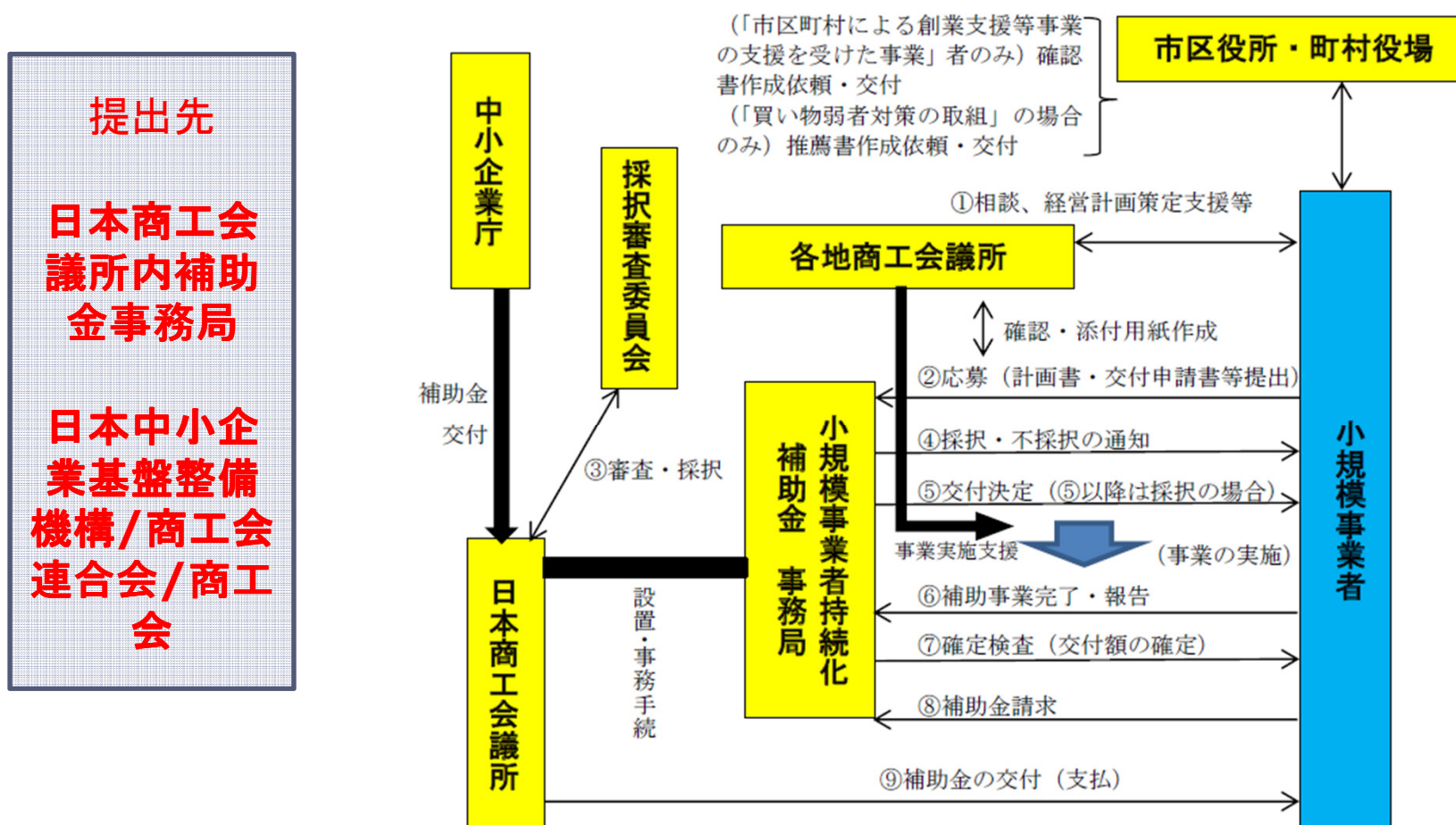
公募期間予定：**1次締切 5月22日～6月28日(金)**

2次締切 ～7月31日(水)

採択公表予定：未定

2. 小規模事業者持続化補助金：詳細①

□ 補助金申請の仕組み(スキーム)



2. 小規模事業者持続化補助金：詳細②

□ スケジュール①（商工会議所の場合）

期間	内容
～6月12日 (水)消印有効	①経営計画書・補助事業計画書の作成⇔商工会議所への相談、助言
	② 地区商工会議所 での確認＋事業支援計画書等の作成・交付を依頼
	③地区商工会議所から事業支援計画書等を受領
	④ 日本商工会議所内補助金事務局 へ申請書類一式を送付
～12月31日 (火)	⑤日本商工会議所による審査、採択・不採択決定
	⑥(採択の場合) 交付決定通知後 、販路開拓の取り組み実施 ⇒発注・契約、購入、支払いの実施(採択決定前の実施は補助金対象不可)
1月10日 (金)必着	⑦実績報告書＆経費内容の提出 ＊もしくは事業完了後30日を経過する日までのいずれか早い日
	⑧日本商工会議所による報告書等の確認
	⑨確認後、補助金の請求・受領

2. 小規模事業者持続化補助金：詳細③

- スケジュール②(商工会議所の場合)
- H29年度補正1次の実績

- | | |
|-----------|--------------------------|
| ①申請期間 | 平成30年3月9日～5月18日⇒今年は6月12日 |
| ②採択結果通知 | 7月19日 ⇒ 今年は7月末予定 |
| ③交付決定 | 7月19日～ |
| ④補助事業実施期間 | 12月末 |
| ⑤事業/経費報告 | 平成31年1月(完了後30日) |
| ⑦補助金請求・支払 | 2～3月 |

2. 小規模事業者持続化補助金：詳細④

- 対象者：小規模事業者：業界ごとの人数制限に注意してください。
- 常時使用する従業員数に含めない者
 - ①会社役員（従業員との兼務役員は含めます）
 - ②個人事業主本人及び親族従業員
 - ③休職中の従業員
 - ④短期間雇用（2か月）、短時間雇用（3/4）のパートタイム従業員
- 対象事業
 - 1. 策定した経営計画に基づいて実施する、概ね1年以内に売上に繋がる地道な販路開拓等の取り組み。
 - 2. 同時に行う業務効率化（生産性向上）のための取り組み。2だけでは駄目。

2. 小規模事業者持続化補助金：詳細⑤

□ 対象事業例

- ・新製品を陳列するための棚の購入
- ・新たな販促用チラシの作成、送付（ポスティング費用含む）
- ・新たな販促用PR（マスコミ媒体での広告、ウェブサイトでの広告）
- ・新たな販促品の調達、配布
- ・ネット販売システムの構築
- ・国内外の展示会、見本市、商談会への参加
- ・新製品の開発（資料購入費、成分分析費含む）
- ・国内外でのPRイベントの実施
- ・ブランディング専門家から新商品開発に向けた指導、助言
- ・店舗改装

2. 小規模事業者持続化補助金：詳細⑥

□ 補助対象経費

- ・対象期間中に支払いが**銀行振り込み**で完了すること。
- ・10万円(税抜)超の現金支払いは不可。
- ・単価100万円(税抜)以上は必ず相見積もり必要。

□ 全14項目

①機械装置等費

- ・通常事業のための設備投資、現設備の単なる取替は対象外。

②広報費

- ・補助事業の売上に繋がるチラシ等の制作、印刷代(期間内に使用分のみ)
- ・ウェブサイトの作成、更新はこの項目になります。

③展示会等出展費

- ・単なる販売にのみは不可。販路開拓に繋がる必要がある。

2. 小規模事業者持続化補助金：詳細⑦

④旅費：通常の営業活動の経費は不可。

⑤開発費

・**新商品や新包装の試作品開発**に伴う原材料、設計・デザイン、製造のための費用。

⑥資料購入費：単価10万円未満の図書等、1種類に付1冊まで。

⑦雑役務費：アルバイト代やその交通費等

⑧借料：機器、設備等のリース・レンタル費

⑨専門家謝金、⑩専門家旅費

⑪車両購入費：買い物弱者対策に取り組む事業者のみ。

⑫設備処分費：補助対処経費の1/2まで。

・販路開拓のための作業場を作るために処分する設備等の処分費。

⑬委託費：上記に当てはまらない委託費/例：困難な市場調査費等

⑭外注費：上記に当てはまらない外注費

2. 小規模事業者持続化補助金：詳細⑧

- **補助金額の引き上げ条件**

- **補助上限が100万円に引き上げ**

- ①市区町村による創業支援等事業の支援を受けた事業者。
- ②市区町村の推薦を受けて当該地区の地域再生計画等に沿う
買い物弱者対策等の事業を行う事業者。

- **加点要件：追加の書類の提出必要**

- ①代表者が満60歳以上(2018年12月31日現在)で、後継者候補
が補助事業を中心となって行う場合。
- ②「経営力向上計画」を2019年3月31日までに認定された場合。
- ③「一般社団法人日本クラウドファンディング協会」の会員が運営
する購入型クラウドファンディングにて、2018年1月1日より申請
日までに、設定目標金額、もしくは100万円以上を集めた場合。

2. 小規模事業者持続化補助金：詳細⑨

□ 書類提出の流れ

- ①「経営計画書(様式2)」と「補助事業計画書(様式3)」を作成。
- ②上記2計画の写し等を商工会議所へ提出、「事業支援計画書(様式4)」の作成・交付を依頼。
- ③上記計画書(様式4)受取。
- ④上記書類(以下リスト参照)をまとめて事務局へ郵送(持込み不可)。
 - (1)申請書(様式1)
 - (2)経営計画書(様式2)
 - (3)補助事業計画書(様式3)
 - (4)事業支援計画書(様式4)←商工会議所作成
 - (5)補助金交付申請書(様式5)
 - (6)CD-R/USB:上記(1)、(2)、(3)、(5)を入れる
 - (7)直近1期のP/LとB/S

2. 小規模事業者持続化補助金：詳細⑩

□ 審査のポイント

□ 基礎審査

- ①必要な書類が全て提出されていること。
- ②補助対象者、補助対象事業の要件に合致すること。
- ③補助事業を遂行するために**必要な能力を有すること。**
- ④**小規模事業者が主体的に活動し、その技術やノウハウ等を基にした取り組みであること。**

2. 小規模事業者持続化補助金：詳細⑪

□ 加算審査：提出計画の内容審査

①自社の経営状況分析の妥当性

- ・自社の製品、サービスや強みを適切に把握しているか。

②経営方針、目標と今後のプランの適切性

- ・経営方針、目標と今後のプランは自社の強みを踏まえているか。
- ・さらに、対象とする市場(商圈)の特性を踏まえているか。

③補助事業計画の有効性

- ・具体的で、実現可能性が高い物となっているか。
- ・経営計画の今後の方針、目標を達成するために必要、有効か。
- ・小規模事業者ならではの創意工夫の特徴があるか。
- ・ITを有効に活用する仕組みがあるか。

④積算の透明・適切性

- ・事業費の計上・積算が正確・明確で、事業実施に必要なか。

2. 小規模事業者持続化補助金：詳細⑫

- 申請書類作成のポイント
- 様式1、様式5

(様式1) 記載の例および記載する内容の説明です。
【平成30年度第2次補正・日本商工会議所提出用】

(様式1-1：単独1事業者による申請の場合)

※事業計画書を作成する日をご記入ください。記入日：2019年5月30日

日本商工会議所 会頭 殿

郵便番号	XXX-XXXX	
住所（都道府県 名から記載）	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇-〇	
名称	株式会社〇〇	
代表者の役職	代表取締役	
代表者氏名 (姓/名)	持続化	太郎
電話番号	XXXX-XX-XXXX	

平成30年度第2次補正予算
小規模事業者持続化補助金交付申請書

平成30年度第2次補正予算 小規模事業者持続化補助金の交付を受けるため、下記の書類を添えて申請します。

申請書類の記載内容は真正であり、かつ、当社は、小規模事業者持続化補助金の交付を受ける者として不適当な者、のいずれにも該当しません。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

また、申請にあたっては、公募要領に記載された「重要説明事項」(P.3~4)を確認し、その内容を十分に理解しています。

記

- 経営計画書（様式2）
- 補助事業計画書（様式3）
- 事業支援計画書（様式4）※依頼に基づき、地域の商工会議所が作成します。
- 補助金交付申請書（様式5）※補助金事務局でお預かりし、採択決定後に正式受理します。

●その他必要書類、電子媒体（CD-R・USBメモリ等）

○法人の場合：
・貸借対照表および損益計算書（直近1期分）

○個人事業主の場合：
・直近の確定申告書（第一类、第二类、収支内訳書（1・2面）または所得税青色申告決算書（1～4面））または開業届

※収支内訳書がない場合は貸借対照表および損益計算書（直近1期分）を作成し提出

(様式5) 記載の例および記載する内容の説明です。
【平成30年度第2次補正・日本商工会議所提出用】

(公募要領様式5・交付要領様式1)

記入日：2019年5月30日

日本商工会議所 事務局長 殿

申請者がこの書類を作成する日をご記入ください。

代表者氏（なければ代表者の個人印）を押印してください。

郵便番号 XXX-XXXX
住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇ビル1階
名称 株式会社〇〇
代表者の役職・氏名 代表取締役 持続化太郎 印

※共同申請の場合は連名で事業者名称等の記入を併記をお願いします。

平成30年度第2次補正予算
小規模事業者持続化補助金交付申請書

小規模事業者持続化補助金交付要領第6条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について、下記のとおり申請します。

(注) 2、5、6のみ漏れなくご記入ください

記

- 補助事業の目的および内容
補助事業計画書のとおり
※補助事業計画書は、日商が指定する様式（公）
- 補助事業の開始日および完了予定日（最長交付決定日 ～ 2019年11月15日）
- 補助対象経費
補助事業計画書のとおり
- 補助金交付申請額
補助事業計画書のとおり
- 補助事業に關して生ずる収入金に関する事項（該当するものに○）
(1) あり (2) なし
※「(1) あり」の場合は以下に該当事項をご記入ください。（詳細は公募要領P.56参照。）
該当事項：補助金を使って購入した設備で生産した商品の販売による利益
- 消費税の適用に関する事項（該当するもの一つに○）
(1) 課税事業者 (2) 免税事業者 (3) 簡易課税事業者
※消費税の区分によって、補助対象経費の算定が異なります。（詳細は公募要領P.57参照。）
※複数事業者による共同申請の場合は、税区分定となりますので、漏記不要です。（詳細は公募要領P.57参照。）

□ 様式2前半

資料をもって照会できる方を記載してください。電話番号または携帯電話番号は必ず記入します。(FAX番号・E-mail)アドレスも記入してください)

※1 法人の法人名は、法人番号を記載してください。個人事業主(「し」と記載してください) マツタビ(個人事業主「じ」)は記載しないでください。

※2 公益事業第28の2。(1)②の寄附時受ける役員報酬の考え方をご参照のうえ、ご記入ください。なお、寄附時受ける役員報酬に各項目の利益に達した場合は、通常の役員報酬としてご記入ください。

※3 「計上年月日」は、創設(若しくは設立)の日。個人事業主が公益社会法人、有価証券が株式社会法人。された場合は、現在の組織の創設の日を(例)個人事業主が株式社会とした場合は、株式社会としての設立年月日を記載してください。個人事業主で設立した「(自)」が不明の場合は、空欄のまま(※4までは必ず記載してください)。

※4 「年度1期(1年間)の売上高」は、以下の記載欄を参照してください。

- 個人事業主の場合 「所得及び復興特別所得」の「確定申告書」第1次の「収入金額」の「事業収入」欄、または「収入内訳書」1面の「収入金額」の「売上(収入)金額」欄、もしくは「所得内・申告書外計算書」の「確定計算書」の「売上(収入)金額」欄の金額
- 法人の場合 「確定申告書」の「売上総利益」(決算書)欄の金額

※5 「年度1期(1年間)の売上総利益」は、以下の記載欄を参照してください。

- 個人事業主の場合 「確定申告書」1面の「収入金額」の「売上(収入)金額」欄、もしくは「所得内・申告書外計算書」の「確定計算書」の「売上(収入)金額」欄の金額
- 法人の場合 「確定申告書」の「売上総利益」(決算書)欄の金額

※6 「年度1期(1年間)の売上総利益」は、以下の記載欄を参照してください。

- 個人事業主の場合 「確定申告書」1面の「収入金額」の「売上(収入)金額」欄、もしくは「所得内・申告書外計算書」の「確定計算書」の「売上(収入)金額」欄の金額
- 法人の場合 「確定申告書」の「売上総利益」(決算書)欄の金額

⑦(※4、※5を参照)

⑧(※4、※5を参照)

⑨(※4、※5を参照)

⑩(※4、※5を参照)

⑪(※4、※5を参照)

⑫(※4、※5を参照)

⑬(※4、※5を参照)

⑭(※4、※5を参照)

⑮(※4、※5を参照)

⑯(※4、※5を参照)

⑰(※4、※5を参照)

⑱(※4、※5を参照)

⑲(※4、※5を参照)

⑳(※4、※5を参照)

㉑(※4、※5を参照)

㉒(※4、※5を参照)

㉓(※4、※5を参照)

㉔(※4、※5を参照)

㉕(※4、※5を参照)

㉖(※4、※5を参照)

㉗(※4、※5を参照)

㉘(※4、※5を参照)

㉙(※4、※5を参照)

㉚(※4、※5を参照)

㉛(※4、※5を参照)

㉜(※4、※5を参照)

㉝(※4、※5を参照)

㉞(※4、※5を参照)

㉟(※4、※5を参照)

㊱(※4、※5を参照)

㊲(※4、※5を参照)

㊳(※4、※5を参照)

㊴(※4、※5を参照)

㊵(※4、※5を参照)

㊶(※4、※5を参照)

㊷(※4、※5を参照)

㊸(※4、※5を参照)

㊹(※4、※5を参照)

㊺(※4、※5を参照)

㊻(※4、※5を参照)

㊼(※4、※5を参照)

㊽(※4、※5を参照)

㊾(※4、※5を参照)

㊿(※4、※5を参照)

0

(共同申請により採択・交付決定を受けて補助事業を実施した「参加事業者」も含みます。)

「補助事業者に該当する」場合、今回応募時に、該当する項目に該当した実績報告書(様式第8)の加し
の提出が必須です

※注：特定の災害に係る以下の被災事業者向け公募分を除く

- ①平成28年度被災地復興計画等予算費受給者を受け、補助事業を実施した事業者のうち【熊本県対策型】【札幌道東支庁対策型】【九州北陸奥州災害対策型】
- ②平成29年度被災地復興計画等予算費受給者を受け、補助事業を実施した事業者のうち【追加公募(北海道胆振東部地震対策型)・(札幌・岩手被災自治体連携型)】
- ③平成30年度被災地復興計画等予算費受給者を受け、補助事業を実施した事業者のうち【平成30年7月豪雨対策】
- ④平成30年度被災地復興計画等予算費受給者を受け、補助事業を実施した事業者のうち【追加公募分】【北海道胆振東部地震対策型】
【札幌・岩手被災自治体連携型】

1年目事業(平成25年度補正)、持続化補助金の採択・交付決定を受け、補助事業を実施した事業者かどうか	☐ 補助事業 者である	☒ 補助事業 者でない
2年目事業(平成26年度補正)、持続化補助金の採択・交付決定を受け、補助事業を実施した事業者かどうか	☐ 補助事業 者である	☒ 補助事業 者でない
3年目事業(平成27年度補正)、持続化補助金の採択・交付決定を受け、補助事業を実施した事業者かどうか	☐ 補助事業 者である	☒ 補助事業 者でない
4年目事業(平成28年度第2次補正事業のうち【一般型】または【追加公募分】のみを含む)をめぐり、持続化補助金の採択・交付決定を受け、補助事業を実施した事業者かどうか	☐ 補助事業 者である	☒ 補助事業 者でない
5年目事業(平成29年度補正事業のうち【当初公募(全国向け)】のみを含む)をめぐり、持続化補助金の採択・交付決定を受け、補助事業を実施した事業者かどうか	☐ 補助事業 者である	☒ 補助事業 者でない

〔1年目事業～5年目事業のいずれかの「補助事業者の方」)
それと併せて該当する回の補助事業での取組状況、取組開始年度、成果を記載した上で、今回の補助事業との違いを記載してください。(共同申請による実施は、代表事業者名を明示のこと)

※「平成30年度被災地取組関係支援事業「小規模事業者持続化補助金」(平成30年7月豪雨対策型・追加公募分、北海道胆振東部地震対策型、台風・岩手被災自治体連携型)」において採択を受けた、または応募した事業者かどうか ①、②のいずれか一つを選択

① ○平成30年度被災地取組関係支援事業「小規模事業者持続化補助金」のうち、「平成30年7月豪雨対策型・追加公募分」の第1次受付で、単独または共同申請で採択を受けた。また、同・第2次受付、北海道胆振東部地震対策型、台風・岩手被災自治体連携型のいずれかに、単独または共同申請で応募している。

○この場合、今回の応募(採択・採択を受ける)が可能であり、その際、同一経費を両方の事業に補助金総額を超えて上回ることはできません。採択後の交付後であっても、重複計上が判明した場合には返還が必要となります。以下の書類に必ずチェックを入れてください。

(☒) 今回、採択を受けた場合、平成30年度被災地取組関係支援事業「小規模事業者持続化補助金」における補助事業と同一の経費の重複計上はないことを誓約します。

4

2. 小規模事業者持続化補助金：詳細⑭

- 様式2後半＋様式3－1
- 申請書作成のポイント(全体編)
 1. 簡潔に、簡単に、分かりやすく記載してください(専門用語等は使わない)。
 2. 必要に応じて①タイトル付け、②箇条書き、③表、グラフ、④写真を使いましょう。
 3. 常に4つの審査ポイント(加点審査-P18)に関連しているかを考えましょう。
 4. 最後に読み返した時に、最初から最後まで流れが繋がっており、ストーリーがあるようにしましょう。
 5. 申請書事例(鱈バーガー計画)よりもっと分かりやすく(読みやすく)するのが最低の目標です←タイトル付、箇条書き、表などを使って。

※どのような製品やサービスを提供しているかお書きください。また売上げが多い商品・サービス、利益を上げている商品・サービスをそれぞれ具体的にお書きください。

2. 小規模事業者持続化補助金：詳細⑮

□ 様式2後半

(1) 企業概要

① 自社の経営状況分析の妥当性

- ・設立年、立地、資本金、出資者、従業員数
- ・業務内容
- ・売上、主な商品・サービス(具体名と特徴)、
売上比率(商品別、顧客別、時期別等)
過去2-3年の動向があればより良い
- ・販売先、仕入れ先、競合(具体名と特徴)

② () 平成30年度被災地域振興支援事業「小規模事業者持続化補助金」のうち、「平成30年7月豪雨対策型・追加公募分」の第1次受付分で、単独または共同申請で応募したが採択を受けていない。または、同・第2次受付分、北海道知事東部地域対策型、台風・豪雨被災地自治体連携型のいずれにも、単独または共同申請で応募していない。

1. 企業概要
1985年設立〇〇県の国道〇号沿いの海鮮居酒屋。座席数は60。
週6日11:00～23:00営業(月曜休業)
厨房2人、接客2人(3人がシフト制)

	売上総額の大きい商品	利益総額の大きい商品		
1位	日替わり弁当	〇万円	ビール	〇万円
2位	まぐろ丼	〇万円	焼上にぎり	〇万円
3位	にぎり	〇万円	にぎり	〇万円
4位	ビール	〇万円	日替わり弁当	〇万円
5位	焼上にぎり	〇万円	まぐろ丼	〇万円

売上全体の6割は、周辺に立地する企業の従業員が訪れるランチ(単価平均900円)、残りの4割のうち約半分(2割)が6人以上による宴会、残り(2割)が5人以下の少人数による夕食。

※どのような製品やサービスを提供しているかお書きください。また売上げが多い商品・サービス、利益を上げている商品・サービスをそれぞれ具体的にお書きください。

2. 顧客ニーズと市場の動向
平日のランチは、競合店がフレンチ店1店舗(単価600円程度)、ファミレス1店舗(単価800円程度)のみ。12時～13時半の間は満席で行列もできる(12時半頃には10人を超える)。
夕食・宴会については、国道沿いと立地、アルコールを飲まない一見のお客様が7～8割を占める。一方、常連のお客様は、約10年前には50名ほどいたが、周辺地域で少子高齢化が進み、現在では10名程度まで減少。
夕食では、寿司だけを注文するお客様が約半数、揚げ物・焼き物等寿司以外のメニューを注文するお客様が約半数。
また、2017年3月に約2km先にチェーン店の「回転寿司A」が開業して以来、売上が2割低下した。

※お客様(消費者、取引先)が求めている商品・サービスがどのようなものか、また自社の提供する商品・サービスについて、競合他社の存在や対象とする顧客層の増減など売上げを左右する要素について、適宜から採集の見直しを告めお書きください。

3. 自社や自社の提供する商品・サービスの強み
当店は、約10km先の漁港における漁師4名と専売契約を結んでおり、その日の朝に獲れたての鮮度の高いネタを朝早・早朝として提供している。その質・味については評価が高く、2016年には雑誌〇〇に「〇〇県の名店100選」として取り上げられたこともある。
最近立地した回転寿司Aと比較すると、宴会平均単価は2倍近く高いが、それは味・質をお客様が評価されていることを示している。

5

※お客様（消費者、取引先双方）が求めている商品・サービスがどのようなものか、また自社の提供する商品・サービスについて、競合他社の存在や対象とする顧客層の増減など売上げを左右する環境について、過去から将来の見通しを含めお書きください。

2. 小規模事業者持続化補助金：詳細①⑥

□ 様式2後半

(2)顧客ニーズと市場動向

②経営方針、目標と今後のプランの適切性

(対象とする市場(商圈)の特性を踏まえているか)

- ・自社商品・サービスのターゲット(具体的に)
- ・ターゲットの具体的なニーズ
- ・ターゲットのニーズに対して自社が注力する点
⇒企画、価格、販売方法、アフターサービス等
- ・ターゲットの市場規模と市場動向：拡大、縮小
横ばい等
- ・競合他社の具体名と各社の強み、弱み、特徴

② () 平成30年度被災地域経済再生支援事業「小規模事業者持続化補助金」のうち、「平成30年7月豪雨対策型・追加公募」の第1次受付分、単独または共同申請で応募したが採択を受けていない。または、同・第2次受付分、北海道胆振東部地震対策型、台風・豪雨被災地自治体連携型のいずれにも、単独または共同申請で応募していない。

1. 企業概要
1985年設立〇〇県の国道〇号沿いの海鮮居酒屋。床面積は60。
週6日11:00~23:00営業(月曜休業)
従業員2人、接客2人(3人がシフト制)

	売上総額の大きい商品	利益総額の大きい商品
1位	日替わり弁当 〇万円	ビール 〇万円
2位	まぐろ弁当 〇万円	特上にごり 〇万円
3位	にごり 〇万円	にごり 〇万円
4位	ビール 〇万円	日替わり弁当 〇万円
5位	特上にごり 〇万円	まぐろ弁当 〇万円

売上全体の6割は、周辺に立地する企業の従業員が訪れるランチ(単価平均900円)。残りの4割のうち約半分(2割)が6人以上による宴会、残り(2割)が5人以下の少人数による夕食。

※どのような商品やサービスを提供しているかお書きください。また売上げが多い商品・サービス、利益を上げている商品・サービスをそれぞれ具体的にお願いします。

2. 顧客ニーズと市場動向
平日のランチは、競合店がラーメン店1店舗(単価600円程度)、ファミレス1店舗(単価500円程度)のみ。12時~13時半の間は競合で行列もできる(12時半以降は10人を超える)。
夕食・宴会については、国道沿いの立地上、アルコールを数まない一見のお客様が7~8割を占める。一方、常連のお客様は、約10年前には50名ほどいたが、周辺地域で少子高齢化が進み、現在では10名程度まで減少。
夕食では、寿司だけを注文するお客様が約半数、揚げ物・焼き物等寿司以外のメニューを注文するお客様が約半数。
また、2017年3月に約2km先にチェーン店の「回転寿司A」が開業して以来、売上が2割減した。

※お客様(消費者、取引先双方)が求めている商品・サービスがどのようなものか、また自社の提供する商品・サービスについて、競合他社の存在や対象とする顧客層の増減など売上げを左右する環境について、過去から将来の見通しを含めお書きください。

3. 自社や自社の提供する商品・サービスの強み
当店は、約10km先の漁港における漁師4名と専売契約を結んでおり、その日の朝に獲れたての鮮度の高いネタを刺身・寿司として提供している。その質・味については評価が高く、2016年には雑誌〇〇に「〇〇県の名店100選」として取り上げられたこともある。
最近立地した回転寿司Aと比較すると、宴会平均単価は2倍近く高いが、それは味・質をお客様が評価されていることを示している。

5

※自社や自社の商品・サービスが他社に比べて優れていると思われる点、顧客に評価されている点をお書きください。

2. 小規模事業者持続化補助金：詳細①⑦

□ 様式2後半

(3) 自社や自社の提供する商品・サービスの強み

① 自社の経営状況分析の妥当性（自社の製品、サービスや強みを適切に把握しているか）

- ・ 自社の強みをポイントを絞って具体的に説明。
- ・ 強みが顧客にどのようなメリットを与えているか。
- ・ 競合商品・サービスとの差別化ポイントを挙げる。
- ・ 差別化は顧客目線で考える

⇒ 強み（競合との差別化要因）が分からなければ
顧客に聞いてみる。

「なぜ当社の商品・サービスを使っているか？」

※自社や自社の商品・サービスが他社に比べて優れていると思われる点、顧客に評価されている点をお書きください。	
4. 経営方針・目標と今後のプラン	価格の値下げ圧力に負けない経営を目指すとともに、常連のお客様からいただいている高い評価に甘んじることなく、当店の食料理のおいしさを一人でも多くの人に伝えたい。そのために、以下の計画を実行する。 お客様から味・品質について高く評価いただいていることを活用し、ランチについては単価を100円ずつ引き上げる。 顧客を増加させるため、デリバリーを開始する。当店の徒歩圏内の人口は減少しているものの、バイクによる配達20分以内の範囲には多くの住居が存在し、特に高齢世帯が多く内食の方が多いため、売上増加が期待される。 まず、本年8月までに新メニューを考案・整備する。9月中旬にピクを10km圏内の全家庭にポスティングする。そして、10月からデリバリーサービスを開始する。
※1. ～3. でお書きになったことを踏まえ、今後どのような経営方針や目標をお持ちか、可能な限り具体的に記述してください。また、方針・目標を達成するためにどのようなプラン（時期と具体的な行動）をお持ちかお書きください。	
4-2. 事業承継の計画【経営承継時に「事業承継計画」の付与を希望する事業主の内部人】	「事業承継計画」の付与を希望する場合には、以下の3項目すべてについて、いずれか一つをチェックするとともに、地域の商工会議所から交付を受けた「事業承継計画書」（様式6）を添付すること。なお、事業承継には、事業譲渡・売却も含まれます。
(1) 事業承継の目標時期	☐ ①2019年中 ☐ ②2020年～2024年 ☐ ③2025年以降
(2) 事業承継内容（予定）	☐ ①事業の全部承継 ☐ ②事業の一部承継（業態転換による一部事業承継を含む）
(3) 事業承継先（予定）	☐ ①親族 ☐ ②親族以外 ☐ (1) 親族外役員・従業員、 ☐ (2) 第三者（取引先等）
※経営承継計画は、あらかじめ公衆関係や関係者、従業員・債権者等から承認を得ることが必要です。	
※経営承継計画に「事業承継計画」の付与を希望しない場合は、この「4-2」欄のチェックは記入しなくても構いません。 ※他方、経営承継時に「事業承継計画」の付与を希望する場合は必須です。	

※1. ～3. でお書きになったことを踏まえ、今後どのような経営方針や目標をお持ちか、可能な限り具体的にお書きください。また、方針・目標を達成するためにどのようなプラン（時期と具体的行動）をお持ちかお書きください。

2. 小規模事業者持続化補助金：詳細⑱

□ 様式2後半

(4) 経営方針・目標と今後のプラン

② 経営方針、目標と今後のプランの適切性（経営方針、目標と今後のプランは自社の強み/対象とする市場（商圈）の特性を踏まえているか）

- ・ 今後の経営方針を示して、具体的な経営目標（数値）を記載（例：今後3年の売上、利益計画）
- ・ 経営方針の例：

- ・ 価格の値下げ圧力に負けない経営（事例）
- ・ 我々は肥満の予防・改善No.1トータルサポート企業を目指します（タニタ）

- ・ 目標達成の為に具体的な行動計画を時系列に記載。
- ・ 具体的な各施策がターゲットに与えるメリットも記載。

※1. ～3. でお書きになったことを踏まえ、今後どのような経営方針や目標をお持ちか、可能な限り具体的にお書きください。また、方針・目標を達成するためにどのようなプラン（時期と具体的行動）をお持ちかお書きください。
4. 経営方針・目標と今後のプラン 価格の値下げ圧力に負けない経営を目指すとともに、常連のお客様からいただいた高い評価に甘んじることなく、当店の食料品のおいしさを一人でも多くの人に伝えたい。そのために、以下の計画を実行する。 お客様から味・品質について高く評価いただいていることを活用し、ランチについては単価を100円ずつ引き上げる。 顧客を増加させるため、デリバリーを開始する。当店の徒歩圏内の人口は減少しているものの、バイクによる配達25分以内の範囲には多くの住居が存在し、特に高齢世帯が多く内食する方が多いため、売上増加が期待される。 まず、本年8月までに新メニューを考案・整備する。9月中旬にピザを10km圏内の全家庭にポスティングする。そして、10月からデリバリーサービスを開始する。
※1. ～3. でお書きになったことを踏まえ、今後どのような経営方針や目標をお持ちか、可能な限り具体的にお書きください。また、方針・目標を達成するためにどのようなプラン（時期と具体的行動）をお持ちかお書きください。
4-2. 事業継続の計画【経営者等が「事業継続計画」の作成を希望する事業者のみ記入】 「事業継続計画」の作成を希望する場合には、以下の項目すべてについて、いずれか一つをチェックするとともに、地域の認定公認者から交付を受けた「事業継続計画書」（様式6）を添付すること。なお、事業継続には、事業譲渡・売却も含まれます。 (1) 事業継続の目標時期 □①2019年中 □②2020年～2024年 □③2025年以降 (2) 事業継続内容（予定） □①事業の全部承継 □②事業の一部承継（業務転換による一部事業承継を含む） (3) 事業承継先（予定） □①親族 □②親族以外 □③(1)親族外役員・従業員 □④第三者（取引先等） ※承継計画書は、あらかじめ認定公認者から提供し、関係・協議を要する場合があります。
※1. ～3. でお書きになったことを踏まえ、今後どのような経営方針や目標をお持ちか、可能な限り具体的にお書きください。また、方針・目標を達成するためにどのようなプラン（時期と具体的行動）をお持ちかお書きください。

※本事業で取組む販路開拓などの取組について、何をどのような方法で行うか、具体的にお書きください。その際、これまでの自社・他社の取組と異なる点、創意工夫した点、特徴などを具体的にお書きください。

2. 小規模事業者持続化補助金：詳細①⑨

□ 様式3-1

(1) 補助企業で行う事業名(30字以内)

(2) 販路開拓等の取組内容

* 経営計画に基づく販路開拓等の事業か？

③ 補助事業計画の有効性(具体的・実現可能性/経営計画の方針、目標を達成に必要、有効か/小規模事業者ならではの創意工夫の特徴/IT有効活用の仕組)

- ・ 具体的な事業内容：必ず販路開拓策！！
- ・ 時系列に沿った行動計画(5W1Hで)
⇒ 実施体制、スケジュール
- ・ ターゲット(顧客・市場)に与えるメリット
- ・ 競合他社との差別化、革新性、独自性をアピール。

「様式3-1」記載の欄および記載する内容の取組です。
【平成30年度第2次補正・日本商工会議所提出用】
(様式3-1：単独1事業者による申請の場合)

補助事業計画書 表： 様式会社〇〇

1. 補助事業の内容

1. 補助事業で行う事業名(必須記入) (30文字以内で記入すること)
例) パーラー・軽トラックの買入れ・販路開拓
※ 本事業のタイトルを欄頭にお書きください。

2. 販路開拓等の取組内容(必須記入) (販路開拓等の取組内容を記入すること)
○ パーラーの買入れ・販路開拓：パイクで20分以内の配達が可能で幅広い客層に人気のシニア世代をターゲットとし、軽トラックの買入れ・販路開拓。アプリで販売するので、20分以内でも配達可能なようなものを研究し、開発する。地域にあるハンバーガーチェーン店よりもやや高い単価(500円)を設定する。〇〇市マッシュアップへの出展・顧客へのDM発送・地域住民へのポスティングを通してPRを行い、一日平均5個程度の販売を見込む。
○ 軽トラックの買入れ・販路開拓：おつまみの一品やお土産にもなる80gで200円程度で購入できるような軽トラックを買入れ、店舗を開く。店舗を開くにあたっては、1ヵ月10万円程度の売上増加を図る。新商品の売上原価は7割弱に見積もり、新事業の実施にあたって新たに約65万円の初期投資(補助対象経費含む)が発生するが、2年程度で投資を回収したい。
新しい取り組みを通じて収益を改善させ、地域の方々の集まる場所である店舗をしっかりと維持できるようにしたい。
※ 本事業を行うことにより、売上げ、取引などにどのような効果があるか可能な限り具体的にお書きください。その際、これまでの自社・他社の取組と異なる点、創意工夫した点、特徴などを具体的にお書きください。

3. 事業効率化(生産性向上)の取組内容(必須記入)
※ 本事業で取組む販路開拓などの取組について、何をどのような方法で行うか、具体的にお書きください。その際、これまでの自社・他社の取組と異なる点、創意工夫した点、特徴などを具体的にお書きください。

4. 補助事業の効果(必須記入)
○ 「販路開拓等の取組」とあわせて、新たに開発管理システムのソフトウェアを導入し、出店管理を含む、人事・総務管理業務の効率化を図る。

5. 補助事業の効果(必須記入)
例) パーラーをデリバリーの日玉商品として広告する一方、常連のお客様の口コミによる知名度の向上で、1ヵ月10万円程度の売上増加を図る。新商品の売上原価は7割弱に見積もり、新事業の実施にあたって新たに約65万円の初期投資(補助対象経費含む)が発生するが、2年程度で投資を回収したい。
新しい取り組みを通じて収益を改善させ、地域の方々の集まる場所である店舗をしっかりと維持できるようにしたい。
※ 本事業を行うことにより、売上げ、取引などにどのような効果があるか可能な限り具体的にお書きください。その際、これまでの自社・他社の取組と異なる点、創意工夫した点、特徴などを具体的にお書きください。

※ 記載事項に、「事業計画」として「補助事業計画」の欄に記載する必要があります。
※ 記載事項にない場合は空白で構いません。行数・ページ数を超過して構いません。

7

※本事業を行うことにより、売上げ、取引などにどのような効果があるか可能な限り具体的にお書きください。その際、事業を行うことがその効果に結びつく理由も併せてお書きください。

2. 小規模事業者持続化補助金：詳細②①

□ 様式3-1

(3)業務効率化(生産性向上)の取組内容←必要なら。

(4)補助事業の効果

④積算の透明・適切性(事業費の計上・積算が正
確・明確で、事業実施に必要なか)

- ・当事業が将来にどのような効果を与えるか
 - ⇒定量的(売上、利益、顧客数、市場シェア等)
 - 定性的(顧客層、ブランドイメージ上等)
- ・投資額(費用)と回収額(利益)の比較
- ・次項目へ繋がるように！

〔様式 3-1〕 記載の欄および記載する内容の概観です。 【平成 30 年度第 2 次補正・日本商工会議所提出用】 （様式 3-1：1 年度 1 事業による申請の場合） 補助事業計画書	
名 称： 株式会社〇〇	
1. 補助事業の内容	1. 補助事業を行う事業名（※20文字以内で記入すること） 〇〇バーガー・レストランの開業・販路展開 ※本事業のタイトルを略称にご覧ください。 2. 販路展開等の取組内容（※販路展開の取組内容に絞って記入すること） 〇〇バーガーの開業・販路展開：バリエーションの拡大が可能な地域に居住のシニア世代をターゲットとし、〇〇の身なりフワイのバーガーを開発。デリバリーで販売するので、20分程度でも味が衰えないようなものを研究し開発する。地域にあるハンバーガーチェーン店よりも安い単価 500 円と設定する。〇〇用マッチングフェアへの出展・顧客へのDM配付・地域住民へのポスティングを随時 2 度を行い、一日平均 5 個程度の販売を見込む。 〇〇バーガーの開業・販路展開：おむすびの一品やお土産にもなる 80g で 200 円程度で購入できるような餌を揚げたスナック菓子で、防虫剤を使わずとも 1 か月以上保存できるものを研究し開発する。当店で取組を数えられる方々が家庭にお土産を買って帰る方に購入したいことを想定。注文・会計時に口頭でPRを実施し、一日平均 5 個程度の販売を見込む。 ※本事業で取組む販路展開などの取組について、何とどのような方法で行うか、具体的に にお書きください。その際、これまでの自社・他社の取組と異なる点、新取組が失った点、特長などを具体的ににお書きください。
3. 業務効率化（生産性向上）の取組内容	※業務効率化に取組む取り組みを行う事業は必ず記入すること。無ければ「業務効率化の取組」を記入してください。 ①「販路展開等の取組」とあわせて、新たに労働管理システムのソフトウェアを導入し、出張管理を省力化し、人事・労務管理業務の効率化を図る。
4. 補助事業の効果	〇〇バーガーをデリバリーの目玉商品として広告する一方、常連のお客様のロイヤリティを高める施策として、1 か月 10 万円程度の売上増加を図る。新商品の売上高は7割を反響もあり、新事業の実施にあたって新たに約 65 万円の初期投資（補助対象経費含む）が発生するが、2 年程度で投資を回収したい。 新しい販路組みを通じて収益を改善させ、地域の方々の集いの場である当店をしっかり維持できるようにしたい。 ※本事業を行うことにより、売上、取組、取引などどのような効果があるか可能な限り具体的ににお書きください。その際、事業を行うことによる効果に際して理由も併せてお書きください。
※記載内容に、「事業計画書」および「補助事業を行う事業」の欄に記入されます。 ※欄外記入は「備考」欄に記入。行数・ページ数を追加できます。	

7

- 様式3-1
- **経費明細表**
- 経費区分:①から⑭までにどれかを選択
- 内容・必要理由:具体的に
- 経費内訳(単価×回数):実施期間内の費用のみ
- 補助対象経費:課税事業者は「税抜」を選択

- [illegible]

2. 小規模事業者持続化補助金：詳細②②

- **注意事項**
- 購入費用が50万円(税抜)以上で補助金の対象になった物(ソフトウェア含む)は、取得日から5年以内に処分する場合は日本商工会議所への承認申請が必要です。
- 補助金関係の書類は当該年度終了後5年間保管してください。
- 購入単価が50万円未満、かつ相見積もりがある場合は中古品も対象になります。ただし 購入中古品の修理等にかかる費用は対象になりません。
- **採択決定後、交付決定がされると、事務局から「補助事業の手引き」が渡され事務局とのやり取りがあります。事務局とのやり取りは企業様のご担当になりますので、補助事業の内容の把握、経費の把握(金額、支払方法等)をお願い致します。社外者は事務局との対応等はできません。**

2. 小規模事業者持続化補助金：詳細②③

- 詳細・資料は以下のURLからご確認下さい。
- 日本商工会議所
<https://h30.jizokukahojokin.info/>
- 全国商工会連合会
https://www.shokokai.or.jp/?post_type=annais&p=6742

3. その他補助金①

- サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)
- 年間予算が500億円から100億円へ大幅縮小。
- 補助金額: **40～450万円(昨年50万円)** 補助率: **1/2以下**
- 補助金ウェブサイト(以下URL)に登録、公開されたITツールが対象。
- ハードは対象外
- 公募1次 交付申請期間 **5月27日(月)開始予定**
 交付決定日 7月中旬予定
 事業実施期間 交付決定から5か月を予定
- 2次公募 交付申請期間 7月中旬開始予定
 交付決定日 9月上旬予定
- ウェブサイト <https://www.it-hojo.jp/>

3. その他補助金②

- ミラサポ(中小企業庁)
- <https://www.mirasapo.jp/subsidy/index.html>



3. その他補助金③

- J-Net21(中小機構)
- <http://j-net21.smrj.go.jp/snavi/support>



4. 弊社支援内容

- 申請書の作成の支援をさせていただきます。
- 費用に関しては弊社ウェブサイトの「価格表」ページを参照ください。
- 支援スケジュール(案)
 - ①資料の説明及び支援の決定
 - ②インタビュー第1回目(約2時間)
 - ・企業、現事業概要⇒市場、消費者、競合、自社現状、強み、課題
 - ・補助事業(販路拡販のための取組)概要⇒消費者&市場ニーズ
 - ・経営方針・目標と今後のプラン
 - ③インタビュー第2回目(約1時間):必要に応じて
 - ④計画書内容確認のための提出⇒修正
 - ⑤申請書の用意(印刷&CD-R)及び郵送